

千代田区の行政評価制度 編

1．千代田区の行政評価制度の概要

1．1 千代田区の行政評価制度の全体像

千代田区では、平成13年にそれまで減少し続けていた人口が増加に転じ、平成23年1月1日現在の人口は47,887人、26,482世帯となっている。定住人口の回復に伴い、当区には行政サービスのより一層の充実や、ますます多様化・複雑化する行政ニーズへの的確な対応が求められている。

また、経済・金融の中核機能が集積する当区は、世界経済や国内産業の動向にも非常に影響を受けやすく、他の自治体以上に、昨今の急激な社会経済情勢の変化を的確に見極め、柔軟かつ機敏な対応が可能な執行体制が必要とされる自治体といえよう。

こうした状況を踏まえ、千代田区は、平成14年度に行政評価制度（事務事業評価）を導入した。行政評価制度とは、行政が行う施策や事業を一定の目的、基準、視点に沿って客観的に評価・検証し、その結果を行政活動の改善に結びつける仕組みである。

具体的には、基本計画で定める施策と個々の具体的な事務事業について、その目的を明確にした上で、それぞれの目標を定め、目標達成度、事業の有効性・効率性など様々な視点から評価し、見直していく取組みである。

以来、千代田区では、効率的で質の高い行政サービスの提供、成果重視型の行政運営への転換、説明責任の履行による区民との信頼関係の構築等を目的として行政評価を実施してきた。平成23年度には、後に説明するように、区の外部の有識者により構成される当委員会が主体となって行政評価する外部評価（外部からの事務事業評価）も導入された。

以下、本章では、平成14年度の行政評価制度導入以降の千代田区の行政評価制度について概説していく。1．2では本制度導入から今日までの経緯について、1．3では今年度から導入された外部評価制度の目的や特徴について説明していく。

千代田区は、平成22年9月に基本計画を改定し、「（改定）千代田区第3次基本計画」（平成22～26年度）を策定した。基本計画の計画期間は、従来は10年間であったが、社会経済環境の変化が激しい今日の状況を踏まえ、（改定）基本計画では5年間となった。あわせて区は、迅速かつ柔軟な施策展開を可能とするため、基本計画を推進し進行管理するための「推進プログラム（5年間）」（いわゆる「実施計画」）を廃止した。

これにより区は、従来の「推進プログラム」による基本計画の進行管理に代えて、（改定）基本計画で示した「目標」と「めざすべき5年後の姿」の実現に向け、毎年度継続的に事業の見直し・再構築を行っていくPDCAスパイラルアップ（Plan：計画、Do：実施、Check：評価、Action：改善、の順に実施するマネジメントサイクルを継続して行うことにより目標

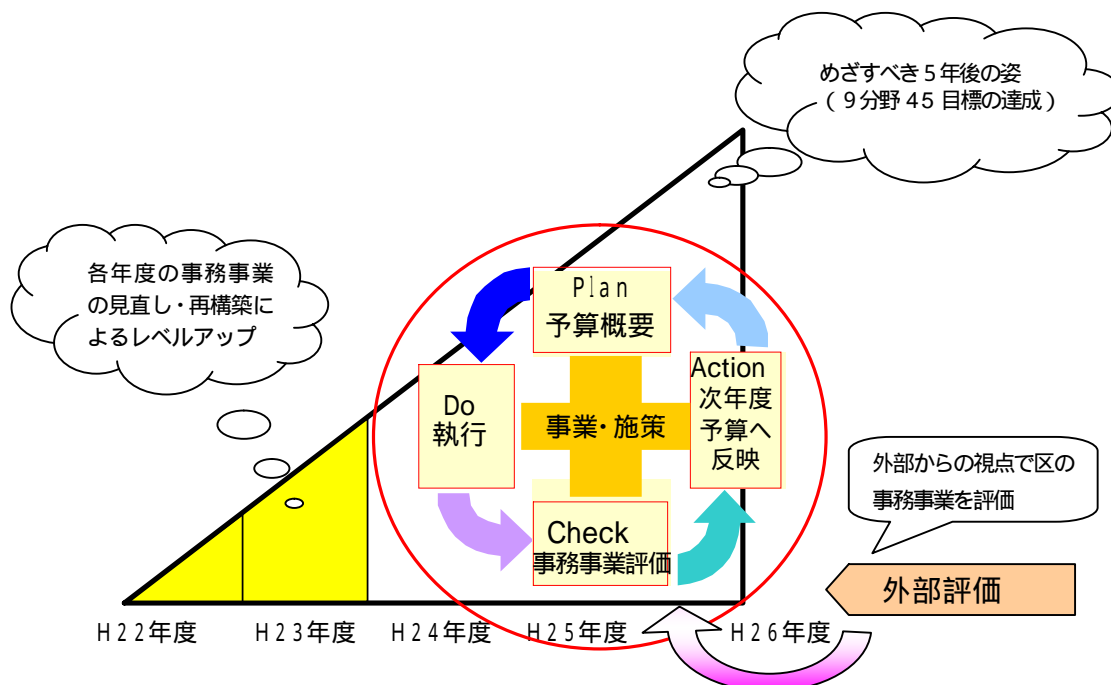
に近づけていくこと。) のマネジメント手法を採用したことになる。

(改定)基本計画で示した目標の実現に向けた主要事業の単年度目標については、区が毎年作成する『予算の概要』に掲載されている。

また、区は、地方自治法第233条第5項の規定に基づき、毎年度の決算における主要な施策の成果について『主要施策の成果』を作成しており、この中に所管事業部による自己評価(内部評価)である「事務事業評価」を掲載している。

つまり、(改定)基本計画の実現のため、単年度のPDCAサイクルの継続的な実施として、『予算の概要』において各事業(事業数200弱)の目標管理を行い、その中でも特に重要な事業については、『主要施策の成果』で事務事業評価を行って(事業数80程度)、次年度以降の予算反映へ努める仕組みとなっている(図表1-1)。

なお、『主要施策の成果』掲載対象は、「ヒートアイランド対策の推進」など施策レベルのものと、「地域コミュニティ活性化事業」など事務事業レベルのものが一部混在していると思われるが、区では一律に「事務事業評価」という名称で内部評価を行っており、いわゆる「政策・施策評価」という名称の評価は、現在実施していない。



図表1-1 単年度PDCAサイクルと基本計画の目標実現の関係

1.2 制度導入からこれまでの経緯

千代田区は、平成13年度に策定した「第3次長期総合計画」以降、計画の中で施策目標の意図・目的を端的に表し、かつ数値化できる「施策の指標」を設定することとした。

区は、これにより、計画を事業量や予算額だけではなく、「区民生活にどれだけ寄与したか」の成果で捉える成果型の計画とし、基本計画と行政評価制度を連動するものと位置づけた。

こうして平成14年度に千代田区に導入された行政評価制度の経緯については、以下のとおりである。

- 平成14年度
 - ・ 109事業の事務事業評価を試行
 - ・ 所管課による一次評価と政策担当部による二次評価を実施
- 平成15年度
 - ・ 予算化された約800の全事務事業について各部が評価を実施
 - ・ 特に重要な50の事務事業については、政策経営部を中心とした行政評価プロジェクトチームで二次評価を実施し公表
 - ・ 所管課による一次評価と、行政評価PTによる二次評価を実施。
 - ・ 事業部制導入にあわせ、バランススコアカード(以下、「B S C」という。)を組織経営評価として導入(平成15年度は下半期分のみ実施)
- 平成16年度
 - ・ 推進プログラムの改定時期であったことから、第3次基本計画の「施策評価」及び推進プログラムの「事務事業評価」を実施
 - ・ 事業部ごとにB S Cを実施(平成16年度は1年分実施)
- 平成17年度
 - ・ 第3次基本計画の「施策評価」及び『平成16年度主要施策の成果』に掲載されている120事業と見直し対象4事業について「事務事業評価」を実施
 - ・ B S Cを発展させた「組織目標管理」を試行
- 平成18年度
 - ・ 「事務事業評価」を『主要施策の成果』に統合(一体化)
 - ・ 事業部ごとに「組織目標管理」を実施
- 平成23年度
 - ・ 「外部からの事務事業評価」導入
 - ・ 平成22年度『主要施策の成果』から外部評価委員会が選定した10事業の事務事業評価を実施

1.3 外部評価の目的、期待される効果及び特徴

平成23年度に新たに導入された外部評価制度「外部からの事務事業評価」は、区民や外部有識者など外部の視点を取り入れた行政評価の仕組みであり、これまで区自らが行ってきた内部評価としての「事務事業評価」とともに千代田区の行政評価制度の両輪をなすものといえる。

区では、区民や外部有識者の視点を取り入れた外部評価制度を導入した主な目的を、「行政評価の客観性を向上させ、事務事業への的確な反映を図ることにより、区民サービスのさらなる向上を図るため」とし、本制度の導入により、区政への関心喚起、職員の説明能力向上、評価・見直し過程の透明化といった副次的効果も期待されるとしている。そして、評価結果を公表することはもちろん、次年度予算編成等への反映に努め、その検討結果も公表する予定である。

すでに多くの自治体で実施されている「外部評価」であるが、千代田区の外部評価の特徴は以下の点にあると考えられる（図表1-2）。

（1）「区民アンケート調査」の実施

区民世論を評価結果に的確に反映させるため、外部評価委員会が選定する評価対象事業について、無作為に抽出された2,000名の区民を対象とした区民アンケート調査を実施する。

区は、無作為抽出方式をとることにより、これまであまり区政に関心やかかわりを持つことのなかった区民に対して、区政への関心を喚起する契機となることも期待している。

（2）「区民参加会議」の開催

区民・外部評価委員・区（事業を所管する管理職）の三者が対象事業について直接議論する区民参加会議を開催。区民は事業ごとに意見や疑問を区に投げかけ、区はそれに対して直接受け答えする。こうした取組みを通じて、区は区民の区政への参画を促すとともに、職員の説明能力の向上を図り、さらに、こうしたプロセスを公開することで、事務事業の評価や見直し過程の透明化を図るとしている。

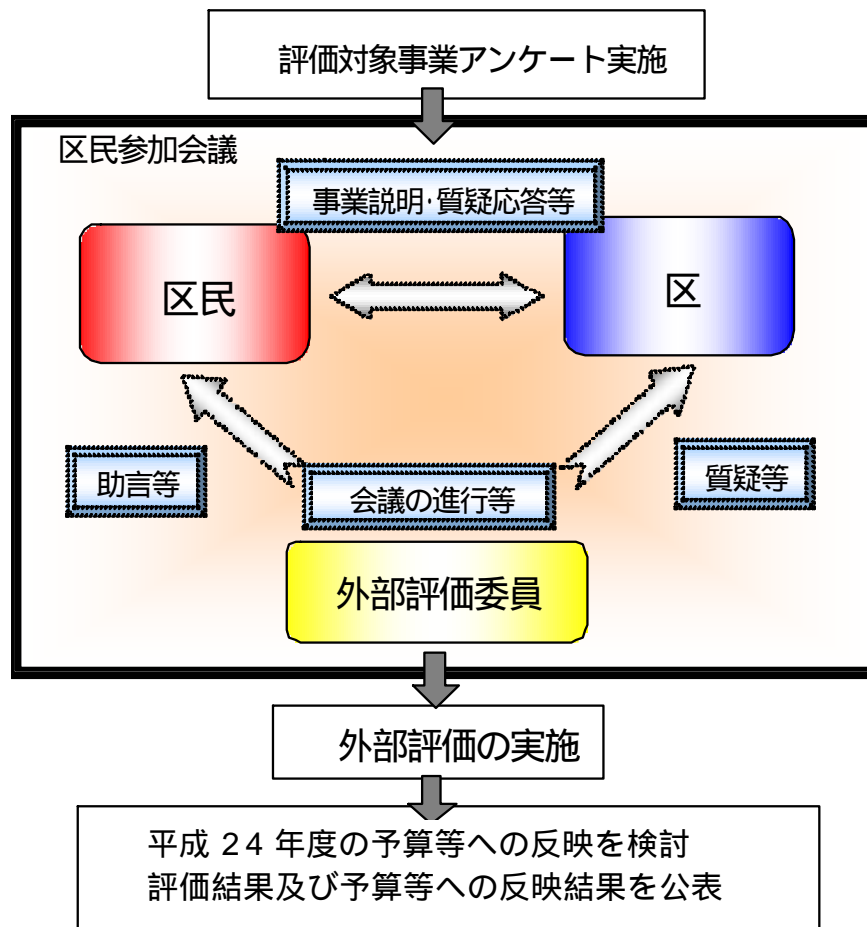
区の行政評価制度における区民参加会議の位置づけについては20頁の「4. 区民参加会議の開催について」を参照）

（3）外部評価委員会による評価

区民参加会議で拙速に「廃止」「一部見直し」などの結論は出さず、同会議や区民アンケート調査の内容を踏まえ、外部評価委員会が有効性や効率性などの視点から客観的

かつ具体的な評価を行う。こうした点から区は、いわゆる「事業仕分け」とは異なるとしている。

図表 1 - 2 「外部からの事務事業評価」の仕組み



2. 外部評価委員会の設置について

2.1 外部評価委員会の設置趣旨と目的

千代田区外部評価委員会（以下、「委員会」という。）は、次に掲げる行政評価の目的を達成するために、千代田区行政評価実施要綱（要綱全文は巻末資料143頁参照）第6条第1項に基づき、平成23年7月に千代田区長が設置したものである。

千代田区行政評価実施要綱（平成23年7月25日23千政企調発第43号）より抜粋
（目的）

第1条 この要綱は、千代田区において行政評価を実施するために必要な事項を定めることにより、次に掲げる事項を全うすることを目的とする。

- （1）行政活動の目標をわかりやすく区民に公開し、区民との信頼関係を築く。
- （2）行政評価の客観性の確保に努めるとともに、評価結果を改善に結びつけることにより、計画・実施・評価・改善というPDCAサイクルを確立し、簡素で効率的な行政運営を行う継続的な取組体制をつくる。
- （3）区民の視点に立ち、成果志向の行政改革を推進する。
- （4）職員一人ひとりの意識改革とコスト意識の徹底、政策立案能力の向上を図る。

（外部評価委員会の設置）

第6条 区長は、第1条の目的を達成するために必要があると認めるときは、千代田区外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を設置することができる。

- 2 外部評価委員会は、学識経験者等のうち、区長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、委嘱の際に、区長が定める期間とする。

（外部評価委員会の所掌事項）

第8条 外部評価委員会は、外部評価対象施策等の選定、外部評価の基準及び方法その他外部評価の実施について委員長が必要と認める事項について所掌する。

- 2 外部評価委員会は、前項の所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、区長又はその命じた者に対し、資料の提出及び説明並びに外部評価委員会が区民意見を聴取することのできる場の設置その他必要な協力を求めることができる。

外部評価の初年度となる今年度は、個別の事務事業の評価に加え、外部評価を含む区の行

政評価制度全体の仕組みに関する委員の意見を取りまとめ、「千代田区の行政評価制度に対する評価」として区に報告することも当委員会の目的としている。

なお、本報告書をまとめるに当たっては、上記の要綱上の行政評価目的を踏まえつつ、当委員会の評価趣旨が確実に区側へ伝わる表現とすること、区が段階的かつ着実に実行に移していくことができる提言内容とすることに努めた。

2.2 外部評価委員会の構成

今年度の委員会は、学識経験者委員5名で構成されている。委員長及び副委員長は、第1回委員会（平成23年7月28日開催）において、委員の互選により選出した。なお、要綱第6条第2項において、「外部評価委員会は、学識経験者等のうち、区長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する」とされている。任期については、要綱第6条第3項において、「委嘱の際に、区長が定める期間」とされている。今年度委嘱された5名の委員の任期は、平成23年度末までとなっている。

	氏名	職名
委員長	むとう ひろみ 武藤 博己	法政大学大学院政策創造研究科教授
副委員長	たにもと ゆみこ 谷本 有美子	公益社団法人神奈川県地方自治研究センター研究員
委員	あさひ 朝日 ちさと	首都大学東京都市教養学部都市政策コース准教授
委員	いずも あきこ 出雲 明子	東海大学政治経済学部政治学科准教授
委員	なかむら けん 中村 健	早稲田大学マニフェスト研究所次席研究員

2.3 外部評価の対象事業及び選定の考え方

今年度の外部評価対象事業の選定に当たっては、平成22年度『主要施策の成果』掲載事業のうち、区民世論調査による関心の高い施策に関わる事業を対象とすることを基本とし、同一施策に関連する事業が複数ある場合は、千代田区の独自性がより高いものを優先した。

なお、本評価制度は事後的評価であり、計画策定や施設整備などの単発的な事業は、評価結果を次年度の同じ事業に反映することが難しいため、対象事業から除外した。また、区民アンケート調査や区民参加会議など広く区民の意見を聴取する仕組みを採用しているため、サービス対象が事業者などに限定され、区民議論になじまない事業も除外している。その他、各分野において独自に第三者評価を実施している事業については、すでに外部の視点による客観的な評価が行われているものと判断し、今回は外部評価の対象事業とすることを見送った。

こうした選定方法を採用したのは、内部評価（事業部による自己評価）を実施済みの『主要施策の成果』掲載事業の中から、一般区民に身近で議論が深まりやすい事業を対象にする趣旨である。

また、限られた期間に、可能な限り掘り下げた審議を行う観点から、当委員会では、今年度については、下記の10事業を対象を絞り、評価を実施することとした。

区民生活部・・・2事業

地域コミュニティ活性化事業
新・消費生活支援事業

保健福祉部・・・3事業

風ぐるま（地域福祉タクシー）
在宅支援ホームヘルプサービス
各種健診・がん検診

まちづくり推進部・・・1事業

次世代育成住宅助成

環境安全部・・・4事業

帰宅困難者防災訓練
マンション防災対策
生活環境改善推進
ヒートアイランド対策の推進

なお、政策経営部所管事業については、上記基準に基づき選定作業を進めた結果、他の事業部所管事業の方が相対的に区民関心度が高いと判断されたため、また、子ども・教育部所管事業については、外部評価制度とは別に、学識経験者が事務事業評価する制度（「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」）があるため、今回は評価対象に選定していない。

2.4 事業部による事前事業説明会の開催等

当委員会が適切に区の事務事業を評価するには、事業概要・実績・財源・予算執行率等について、あらかじめ理解を深めておく必要がある。そこで、区民参加会議（8月27日・9月3日）に先立ち、外部評価委員向けに、事業部による事前事業説明会（8月1日・2日）が開催された。委員は、外部評価対象事業について、所管部課長による事業概要の説明を受け、質疑応答や追加資料の要求を行った。事務局を通じて追加要求資料の作成を所管事業部に依頼し、事務局から委員へ速やかに追加要求資料が提供された。

なお、事業部による事前事業説明会は、第2回・3回の外部評価委員会の一環として開催したものである。また、その後、第5回・6回委員会として開催された区民参加会議を経て、実質的な評価審議は、第7回委員会から始まった。

委員会審議は全員出席を原則とするが、都合により欠席する委員には、事前に議事についてのコメントを書面により提出してもらうことにより、各委員の意見を審議に反映した。

2.5 外部評価報告書の取りまとめ

各委員からの意見の取りまとめに当たっては、個別の施策・事務事業に関して、委員会として意見がおおむね一致しているものについては、委員会意見として包括的な記載方法をとることとした。

一方、委員間に見解の相違が生じた場合においては、委員会の意見として統一を図らず、各意見を併記することとした。また、意見はおおむね一致しているものの、包括的記載にならない個別の意見・指摘に関しても、個別意見として分けて記載することとした。

委員会審議の結果、個別意見として併記するに至った例はなかった。

個別の施策・事務事業に対する評価は、本報告書の「5.平成23年度 外部評価結果」の5.3.1～5.3.10で報告するほか、本報告書においては、千代田区の行政評価制度全体に対する当委員会の評価についても報告する。評価対象を内部評価、外部評価、行政評価制度全体と整理・分類した上で、意見の取りまとめ・記載方法については、上記に準ずることとした。具体的には、本報告書の「6.千代田区の行政評価制度に対する評価」で報告する。

2.6 平成23年度 千代田区外部評価委員会の開催実績と審議事項

今年度の当委員会の開催状況は下表のとおりである。

開催日時	議 題	出 席 委員数
【第1回】 7月28日(木) 午前9時30分～	(1) 委員長、副委員長の互選について (2) 事務事業評価制度の概要及び外部評価委員会の役割について (3) 今後のスケジュールについて (4) 評価対象事業の選定について (5) 区民アンケート調査の実施について (6) 事業部による事前説明の実施について (7) 区民参加会議の開催について (8) 参加区民の選定方法について (9) 評価対象事業の評価・表決方法について	5名
【第2回】 8月1日(月) 午後1時15分～	事業部による評価対象事業事前説明 (「区民生活」、「保健・福祉」分野 計5事業)	4名
【第3回】 8月2日(火) 午前9時15分～	事業部による評価対象事業事前説明 (「環境・まちづくり」分野 計5事業)	5名
【第4回】 8月17日(水) 午後1時30分～	(1) 区民アンケート集計結果【速報値】について (2) 区民参加会議の参加者について (3) 区民参加会議において議論の対象とする事業について (4) 評価対象事業の評価・表決方法について (5) 区民参加会議における委員の分担について (6) その他(追加要求資料の確認等)	3名
【第5回】 8月27日(土) 午前9時30分～	区民参加会議 (「区民生活」、「保健・福祉」分野 計5事業)	5名 議事進行 は当番制
【第6回】 9月3日(土) 午前9時30分～	区民参加会議 (「環境・まちづくり」分野 計5事業)	5名 議事進行 は当番制

【第7回】 9月6日(火) 午前10時～	区民参加会議(8月27日開催分) 対象事業の評価について	4名
【第8回】 9月9日(金) 午前10時～	区民参加会議(9月3日開催分) 対象事業の評価について	4名
【第9回】 9月20日(火) 午前10時～	事業の評価について	4名
【第10回】 10月3日(月) 午前10時～	(1) 事業の評価について (2) 報告書骨子(案)について (3) 行政評価制度に対する提言について	3名
【第11回】 10月25日(火) 午前9時30分～	報告書原案(事業評価部分)の検討	4名
【第12回】 11月1日(火) 午後1時30分～	報告書原案(行政評価制度部分)の検討	5名
【第13回】 11月11日(金) 午前10時～	報告書原案(事業評価部分)の検討	5名
【第14回】 11月18日(金) 午前10時～	報告書原案(行政評価制度部分)の検討	5名
【第15回】 11月24日(木) 午後7時～	報告書原案の検討	4名

3. 区民アンケート調査の実施について

3.1 区民アンケート調査実施概要

(1) 目的・対象

評価対象事業に対する認知度、利用経験、事業に対する意見等を2,000名の無作為抽出区民に対し、アンケート形式により聴取し、評価対象事業に対する区民世論を把握する。

また、あわせて参加区民を募集し、実際の区民構成（年代、性別等）や区民世論と可能な限り整合した参加者選定を行う。

(2) 調査対象：千代田区在住の満20歳以上の男女2,000人

(3) 抽出方法：住民基本台帳に基づく層化二段無作為抽出

(4) 調査方法：郵送配布・郵送回収法

(5) 調査期間：平成23年7月29日（金）～8月12日（金）

(6) 調査項目

回答者の属性	年代、性別、職業、居住地域、就業・就学地
評価対象事業に関する項目	
認知度	当該事業を知っているか
利用経験	当該事業を利用したことがあるか
事業に対する評価	評価できるかできないか
評価の具体的な理由	事業ごとに異なる選択肢
費用対効果	事業の実施内容と区民一人当たりの費用から当該事業の費用対効果を評価できるか
目標設定の妥当性	予算の概要に掲げた目標値と実績値について、妥当な設定であると考えているか
事業主体	この事業の実施主体として区は妥当か。そもそも実施が必要か
『主要施策の成果』掲載事業の認知度	事業名（内容説明は無し）を知っているか
会議参加希望に関する項目	
希望の有無	
希望する分野	（「区民生活」「福祉・保健」「環境・まちづくり」「環境・まちづくり」の3分野4コマのうち、参加を希望するコマを第3希望まで選択）
事前説明会出席可能日	
その他	（手話通訳・車椅子対応・託児サービス等の必要の有無、連絡先等）

3.2 区民アンケート調査結果概要

回答件数524件、調査回答率26.2%、区民参加会議参加希望者は25名であった。年代構成では、回答者の年代層があがるほど、回答率が高い傾向にあり、この点は区が毎年度実施している「区民世論調査」と一致する傾向である。

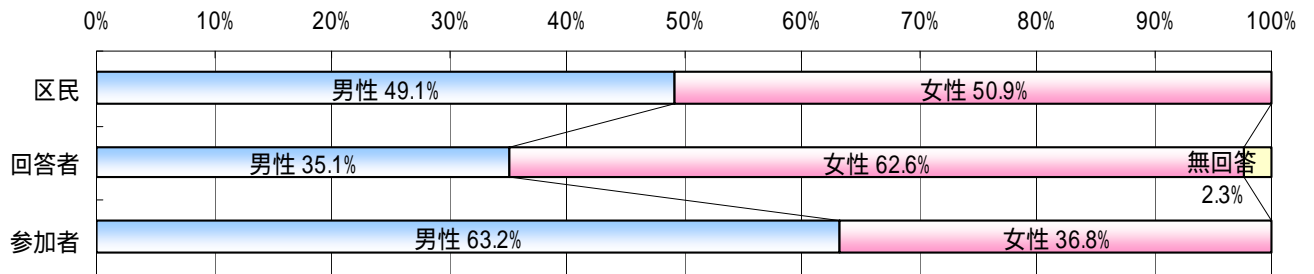
本アンケート結果で特に特徴的なのは、参加者の属性である（図表1-3）。具体的には、20代～40代の比較的若い年齢層からの回答が多い点である。公募方式では、区の広報紙やホームページを目にすることが比較的少ないこの世代から回答を得ることは難しいと考えられる。

また、会社員が半数を占め、学生や公務員が一定数参加している点も特徴である。今回採用した無作為抽出方式による募集が、区の広報紙など、区から発信する情報に積極的にアクセスする機会の少ない勤労世代や、幅広い職種に従事する区民への情報提供と区政への参画を促す契機になったと考えられる。

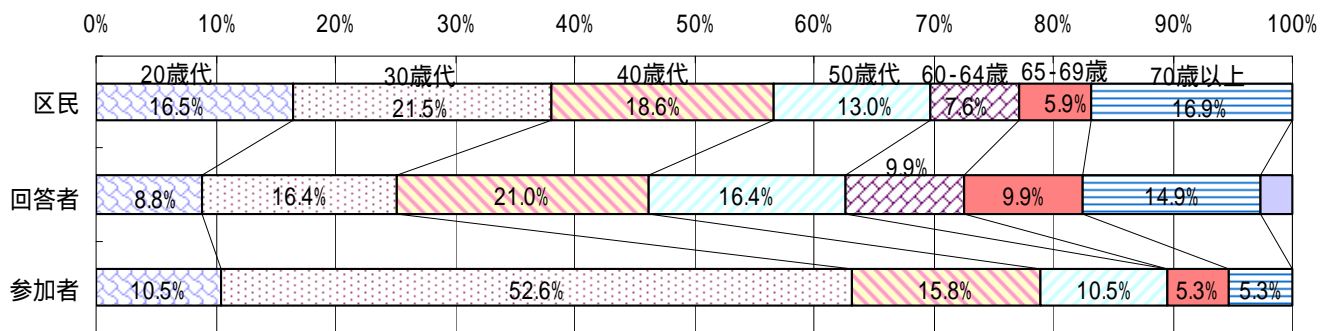
アンケート調査結果の詳細については、巻末資料159頁の「2 区民アンケート調査(2) 調査結果(本体)」を参照。

図表 1 - 3 区民アンケート調査回答者及び区民参加会議参加者の属性

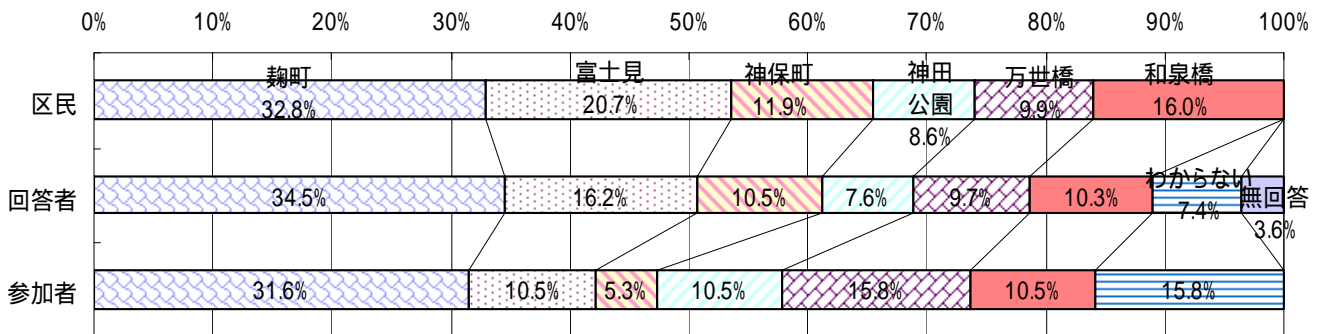
(属性1:性別)



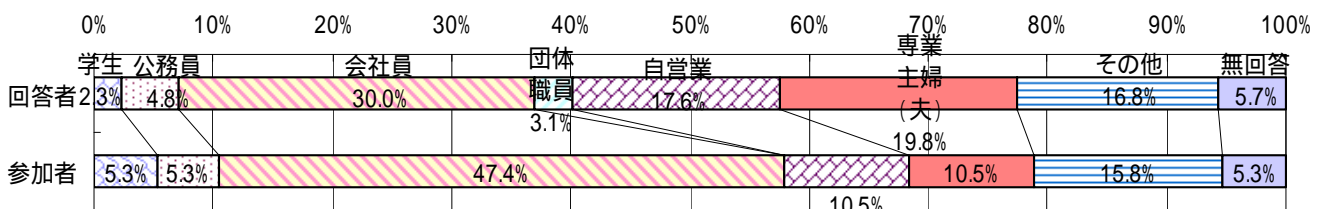
(属性2:年代)



(属性3:居住地区)



(属性4:職業構成)



4. 区民参加会議の開催について

4.1 区民参加会議の位置づけ

千代田区行政評価実施要綱第8条第1項では、外部評価委員会の所掌事項について、次のとおり定めている。

(再掲)

千代田区行政評価実施要綱(平成23年7月25日23千政企調発第43号)より抜粋
(外部評価委員会の所掌事項)

第8条 外部評価委員会は、外部評価対象施策等の選定、外部評価の基準及び方法その他外部評価の実施について委員長が必要と認める事項について所掌する。

2 外部評価委員会は、前項の所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、区長又はその命じた者に対し、資料の提出及び説明並びに外部評価委員会が区民意見を聴取することのできる場の設置その他必要な協力を求めることができる。

「外部からの事務事業評価」における区民参加会議は、本規定に基づいて、外部評価委員会が区長に対し「区民意見を聴取することができる場」として設置を求めたものである。

なお、区民参加会議の要綱上の位置づけは上記のとおり「委員会による区民意見聴取の場」ということになるが、区は、事務事業の目的や内容を直接区民に説明でき、区民と自由に意見交換もできる貴重な場と捉えている。つまり、区として区民への説明責任を果たし、この会議への参加をきっかけに区民に事務事業を知ってもらうことにより、区民参画を促す場として位置づけているようである。

当委員会としても、単なる「区民意見聴取の場」ではなく、区民参画を促す契機として捉えている。

外部評価委員は、区民参加会議における区民意見を踏まえつつ、その後開催される外部評価委員会において独自の立場で意見を述べる。したがって、外部評価委員は区民参加会議における区民意見に必ずしも拘束されないものの、当委員会における評価審議に当たっては、評価対象事業に対する区民世論ともいえる「区民アンケート調査」の結果とあわせ、重要な参考意見として尊重されるべきものである。

4.2 参加区民の選定方法

区民参加会議の参加区民については、参加者に十分な発言機会を確保するなどの会議の円滑な進行等を考慮し、各分野5名、計20名程度の参加者を予定しており、応募者多数の場合は、参加区民を選定する必要があった。このため、参加希望者には、区民アンケート調査票の中で、以下の4つの分野について、対応する欄に第1希望から第3希望までの数字を記入してもらう方式をとった（巻末資料146頁 2 区民アンケート調査（1）調査票参照）。

参加区民募集の4分野

分野	対象事業
区民生活分野	地域コミュニティ活性化事業 新・消費生活支援事業
福祉・保健分野	風ぐるま（地域福祉タクシー） 在宅支援ホームヘルプサービス 各種健診・がん検診
環境・まちづくり 分野	次世代育成住宅助成 ヒートアイランド対策の推進 生活環境改善推進
環境・まちづくり 分野	帰宅困難者防災訓練 マンション防災対策

アンケート集計の結果、25名の区民が区民参加会議への希望を表明していたが、その後、参加取り下げや当日欠席などが生じ、結果的に18名、全4分野で延べ21名の区民が参加した。

参加区民の選定に当たっては、各分野を第1希望している区民を原則全員採用した。

この際、区民アンケート調査の傾向と比較して、各事業の「事業に対する評価」と「実施主体・実施要否」に対する回答内容が著しく乖離していないかチェックし、第1分野希望者だけでは評価等に偏りが見られる場合は、第2希望者に対して複数参加（第1希望分野＋当該分野）の意向を確認し、参加可能な区民に参加を依頼した。

4.3 参加区民向け事前学習会の開催概要

こうして選定された参加区民を対象に、区民参加会議で議論する事業についての理解を深める場として「事前学習会」を8月21日（日）に開催した。

事前学習会の目的は、事業に対する基礎情報の提供と、参加区民が必要とする情報や資料を事前に把握し、区民参加会議までに提供することである。

事前学習会は、説明の中立性・客観性を担保するため、所管事業部ではなく、外部評価の事務局となっている政策経営部企画調整課が主催し、同課が事業説明や質疑応答等を行った。加えて、政策経営部副参事より、行政評価における「区民視点」の重要性についての説明があったほか、区の人口・地価・産業等に関する基礎データや、区の職員数や財政状況などの解説が行われた。なお、開催の趣旨に鑑み、この学習会には外部評価委員及び所管事業部は同席しないこととした。

事前学習会には11名、全4分野で延べ12名が参加した。内訳は、区民生活分野3名、福祉・保健分野1名、環境・まちづくり 分野3名、環境・まちづくり 分野5名であった。事前学習会において区民から要求のあった資料や情報については、事務局から所管事業部に対応を依頼した。また、都合が合わず事前学習会に参加できなかった区民には、配布資料を郵送し、内容について不明な点がある場合は、事務局より適宜電話・メール等で説明する方法をとった。

4.4 区民参加会議の開催概要

区民参加会議は、8月27日(土)と9月3日(土)の2日間で開催された。出席者は、各分野5名程度の参加区民と、所管事業部の管理職(部課長級職員)、外部評価委員の三者である。各事業について議論する1コマ(60分程度)当たりの基本的な進行(質疑の状況等により異なる。)は以下に示すとおりである。

なお、外部評価委員については、参加区民の発言時間の確保や外部評価委員の負担軽減のため、会議のコーディネータ役として3、4名が出席し、他の委員は傍聴するという方法をとった。

区民参加会議(1コマ60分)の進行例

事業概要の説明	区管理職	・配布資料に基づき評価対象事業の概要を説明
説明内容の確認	議長	・議長が説明内容のポイントを整理 ・説明内容で不明な点について、確認の質問
質疑応答	参加区民 区管理職	・参加区民からの質疑等
論点整理	議長	・質疑応答の内容を踏まえ、事業の論点整理 ・回答内容で不明な点について、確認の質問
意見交換	参加区民、外部評価委員、区管理職	・外部評価委員も加わり、追加質疑・意見交換等
意見整理・講評	外部評価委員	・議論の結果を踏まえ、議長が区民意見を整理 ・議論の内容についての講評

区民参加会議 1 日目の開催概要

日 時：平成23 年 8 月 27 日（土）

場 所：千代田保健所 3 階多目的ルーム

進行スケジュール及び参加区民数：

分野	時間	評価対象事業名	参加区民
区民生活	9 時 30 分～10 時 48 分	地域コミュニティ活性化事業	6 名
	11 時 00 分～12 時 06 分	新・消費生活支援事業	
福祉・保健	13 時 02 分～14 時 03 分	風ぐるま（地域福祉タクシー）	5 名
	14 時 19 分～15 時 32 分	在宅支援ホームヘルプサービス	
	15 時 41 分～16 時 41 分	各種健診・がん検診	

参加区職員及び外部評価委員：

地域コミュニティ活性化事業

出席者：〔区職員〕コミュニティ担当部長、コミュニティ担当課長

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、出雲委員

新・消費生活支援事業

出席者：〔区職員〕区民生活部長、区民生活課長

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、出雲委員

風ぐるま（地域福祉タクシー）

出席者：〔区職員〕保健福祉部長、保健福祉部参事（連絡調整担当）

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、出雲委員、中村委員

在宅支援ホームヘルプサービス

出席者：〔区職員〕保健福祉部長、保健福祉部副参事（特命担当）

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、出雲委員、中村委員

各種健診・がん検診

出席者：〔区職員〕保健所長、健康推進課長、保険年金課長

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、出雲委員、中村委員

区民参加会議 2 日目の開催概要

日時：平成23 年9月3日（土）

場所：千代田区役所 1 階区民ホール

進行スケジュール及び参加区民数：

分野	時間	評価対象事業名	参加区民
環境・まちづくり	9時30分～10時49分	次世代育成住宅助成	5名
	11時00分～12時13分	ヒートアイランド対策の推進	
	13時00分～14時11分	生活環境改善推進	
環境・まちづくり	14時18分～15時21分	帰宅困難者防災訓練	5名
	15時35分～16時38分	マンション防災対策	

参加区職員及び外部評価委員：

次世代育成住宅助成

出席者：〔区職員〕まちづくり推進部長、まちづくり推進部参事

〔外部評価委員〕谷本副委員長、朝日委員、出雲委員、中村委員

ヒートアイランド対策の推進

出席者：〔区側〕環境安全部長、環境安全部副参事（環境技術担当）

〔外部評価委員〕谷本副委員長、朝日委員、出雲委員、中村委員

生活環境改善推進

出席者：〔区側〕環境安全部長、危機管理担当部長

〔外部評価委員〕谷本副委員長、朝日委員、出雲委員、中村委員

帰宅困難者防災訓練

出席者：〔区側〕危機管理担当部長、防災課長

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員

マンション防災対策

出席者：〔区側〕危機管理担当部長、防災課長

〔外部評価委員〕武藤委員長、谷本副委員長、朝日委員、中村委員

